

令和二年二月二十八日受領
答弁第六一号

内閣衆質二〇一第六一号

令和二年二月二十八日

内閣総理大臣 安倍晋三

衆議院議長 大島理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出オンラインカジノに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出オンラインカジノに関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「オンラインカジノ」については、政府として確立した定義を有していない。

二について

ウェブサイトを利用した賭博事犯については、都道府県警察において、必要な体制を整備して実態の把握に努め、取締りを行っているところ、平成三十年中の検挙件数として警察庁が都道府県警察から報告を受けたものは十三件である。

三について

御指摘の三人に対する事件については、京都府検察庁において、いずれも、賭博罪により公訴を提起して略式命令を請求し、京都簡易裁判所により、罰金二十万円又は罰金三十万円の略式命令が発せられたものと承知している。

四について

御指摘のような観点からの広報については、引き続き、社会情勢等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。

い。

五及び六について

御指摘の「インターネット利用を想定した現在の実態に合わせた新たな法律」及び「オンラインカジノの合法化」の意味するところが必ずしも明らかではないが、いずれにしても、現時点で、政府として、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十五条の賭博罪等の規定を改正することは検討していない。